

Title	フランス生存配偶者の相続上の地位：遺言相続を中心として
Sub Title	Le statut successoral du conjoint survivant en France
Author	山田, 美枝子(Yamada, Mieko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.12 (1997. 12) ,p.501- 525
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内池慶四郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19971228-0501

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス生存配偶者の相続上の地位

——無遺言相続を中心として——

山田美枝子

- 一 はじめに
- 二 フランス現行相続制度の概観
 - (一) 相続人の順位と相続分
 - (二) 遺留分権相続人と遺留分
 - (三) 相続税
- 三 生存配偶者の相続上の権利
 - (一) 相続法上の権利
 - (二) 夫婦間の処分、夫婦財産制等による権利
- 四 終わりに

一 はじめに

生存配偶者の相続法上の地位の向上は、フランス相続法の展開の主要な特徴の一つである。一八〇四年民法典

は、無遺言相続に参加し相続財産を取得しうる者のうち、嫡出血族のみを「相続人 (héritier)」とし、自然(非嫡出)血族、配偶者、国を包括的財産承継人 (successeur)⁽¹⁾として、区別していた。ここでは、一般に家族と呼ばれるものとは別の、配偶者を含まず嫡出血族のみから構成される相続法上の特別の家族が、狹義の相続人であった。同法典相続法は、家族(Ⅱ経営)が夫婦の一方の死亡によって解消されることを前提とした上で、嫡出血族による均分相続制によって、世代ごとの再生産を拡大的に図るものであり、こうした嫡出血族を枠組とする財産取得法としての相続法において、配偶者は、必然的帰結として包括的財産承継人の地位に止まった。

被相続人との絆が姻族関係である生存配偶者は、同法典において、一二親等内の相続権者 (successible) がない場合のみ、包括的財産承継人として相続財産に権利を有した。しかし、用益権 (droit de usufruit) さえ認められず、これを獲得するためには、一八九一年三月九日法を待たなくてはならなかった。

一八九一年法の立法者は、家族における財産維持と生存配偶者に対する相続上の権利の承認という一見相いれない二つの要求を両立させるため、生存配偶者には用益権を認め血族相続人には虚有権 (nue-propriété) を残すことによって、両者の妥協を図った。また、同法は、生存配偶者が必要にある (être dans le besoin) 場合に扶養定期金を認めた。一九二五年四月二九日法は、用益権の割合を増加させた。そして、一九三〇年一月三日法は、相続可能な親等の相続人が存在する場合に完全な所有権 (pleine propriété) を認めることによって、生存配偶者の地位を大きく前進させた。同法では、被相続人の父系 (ligne paternelle) 母系 (ligne maternelle) のいずれか一方の系にのみ尊属及び傍系血族が存在する場合に、配偶者に完全な所有権を二分の一認めた⁽³⁾。

一九五七年三月二六日法は、生存配偶者の権利をさらに拡大し、被相続人が普通傍系血族しか遺さない場合に生存配偶者は相続財産すべてを取得することとし、以後普通傍系血族に優先させた。一九三〇年法が、一方の系の空白の場合に配偶者をその恩恵に浴させることで血族との競合を認めた⁽⁴⁾のに対して、一九五七年法は、配偶者

に一定の血族を排除することを認め⁽⁵⁾た。さらに、一九五八年二月三日のオルドナンス(一三〇七号)が生存配偶者に相続財産の占有権を認めたことよつて、一九五七法における権利拡大⁽⁶⁾が確実なものとなり、生存配偶者はようやく相続人の地位を正式に認められるに至⁽⁷⁾つた。その後、一九七二年一月三日法が自然子(非嫡出子)の相続上の地位を嫡出子と同等にした結果、生存配偶者は、自然子に対して、嫡出子に対するのと同様の地位において競合することになつたが、婚姻中に懐胎された自然子(従来の姦生子)懐胎時にその父又は母が他の者と婚姻関係にあつた自然子、すなわち、被相続人が生存配偶者との婚姻中に他の異性との間に設けた非嫡出子。以下、「婚姻中の自然子」とする。)に対しては、一定の措置により保護された。

その後大きな改正は行われていないが、一九八七年七月六日法は、裁判官に対して、虚有権者の請求に基づいて、用益権者(多くの場合生存配偶者)の意思に反して、用益権を課された不分割財産の完全な所有権の売却を許可することを、禁じた⁽⁸⁾。また、一九八九年一月三日法は、手工業又は商業の事業主の生存配偶者が、給料も受け取らず事業の利益配分にも預からず、直接的かつ実際に少なくとも一〇年間その事業活動に参加したことを証明する場合、例外的に、一定限度額⁽⁹⁾内で債権を付与されることとした。

以上のように、フランス生存配偶者の相続法上の地位は、一八〇四年民法典以後大幅に改善されてきているが、まだ、日本、アメリカやイギリス等と同等の水準には達していない⁽¹¹⁾。以下、フランス現行相続制度を、相続人の順位と相続分、遺留分権相続人と遺留分を中心⁽¹²⁾に概観した上で、生存配偶者の相続法上の権利ないし相続に関する実質的な権利について検討し、その相続上の地位を考察したい。

二 フランス現行相続制度の概観

フランス民法典では、相続は、第一編「人」ではなく、第三編第一章「所有権取得の諸態様」において規定され、贈与、遺贈とともに財産の無償取得の原因とされている、したがって、相続法は、財産取得法の一領域と見なされる。相続は、形式上は法定相続であり、例外を除き、任意の指定相続人、約定による設定相続人等は認められない。また、相続は、被相続人の自然死によって開始する（フランス民法典七一八条。以下、何も付さない場合はフランス民法典の条文を示す）。相続主体¹¹相続人は、被相続人の死亡時に存在する者であり、胎児も相続能力をもつ。ただし、死産の子は勿論、生きて生まれたが生存能力のない子は、相続能力をもたない（七二五条¹²）。遺贈は、形式上は相続ではなく無償処分の一つであり、日本民法と同様、受遺者 (Legataire) と相続人とは区別されるが、包括的受遺者の地位は、判例によって相続人の地位とほぼ同一視され、実質上は遺言相続が存在する。

(一) 相続人の順位と相続分

以下、血族相続人である、嫡出及び自然相続人の相続分について述べた上で、生存配偶者の相続分を見たいと思う。

1 血族相続人

《嫡出相続人》

順位及び親等が最も被相続人に近い者が相続するのが原則である。この原則に、父母両系相続と (fente [successorale]) 代襲相続 (representation successorale) が付加される。今日、相続において考慮されるべきは、一般に、財産の由来ではなく、推定される死亡者の愛情であるとされ、¹³フランス民法典も、「財産の相続を定める際、

財産の性質も由来も考慮しない。」と規定している(七三二条)⁽¹⁴⁾。しかし、大革命以前⁽¹⁵⁾、相続において重要視されたのは財産の由来であり、財産は、それが由来する父系や母系に戻すべきと考えられた。封建的土地所有の存立のため家系内財産保存の原則が必要とされたからである。父母両系相続は、この残滓として存在する。

嫡出相続人は、卑属、父母、兄弟姉妹「又はその卑属」、父母以外の尊属、六親等内の普通傍系血族(Ⅱ兄弟姉妹及びその卑属以外の傍系血族)である。

① 卑属

被相続人の子又は卑属は、第一順位の相続人として、性別、出生順の区別なく、また、それらが異なる婚姻から生まれた者であったとしても、父母又は尊属を相続する(七四五条一項)。養子は嫡出子と同一視される。親等が同じ場合、相続分は均等である(同条二項)。被相続人より先に死亡した卑属は代襲相続され、それは卑属の直系においては無限に行われる(七四〇条)。

② 父母及び兄弟姉妹

被相続人に卑属がない場合には、特権尊属(Ⅱ父母)及び特権傍系血族(Ⅱ兄弟姉妹又はその卑属)が、第二順位の相続人として相続する(七四八条)。代襲相続は、兄弟姉妹については生じるが、父母については生じない(七四二条、七四二条)。これらの相続分は、相続人の構成に応じて、以下の通りになる。(1)父母双方と兄弟姉妹「又は兄弟姉妹の代襲相続人(以下同様)」がある場合相続財産は二分分され、父母には二分の一が等分に(全体の四分の一ずつ)、兄弟姉妹には残りの二分の一が与えられる(七四八条)。(2)父母のいずれか一方と兄弟姉妹がある場合、父母の一方に四分の一、兄弟姉妹に四分の三が与えられる(七四九条、七五一条)。(3)兄弟姉妹がなく父母双方がある場合、父母それぞれが二分の一ずつ受け取る(七四六条)。(4)兄弟姉妹がなく父母のいずれか一方の場合に、父母の他方の系に尊属があるときは、父母の一方が二分の一、他方の系の尊属が二分の一を相続す

る(同条)。これは、父母両系相続の原則による(七三三条、七四六条)。(5)父母がなく兄弟姉妹のみの場合は、兄弟姉妹が相続財産全部を相続する(七五〇条)¹⁶⁾。

③ 父母以外の尊属

卑属、父母、兄弟姉妹「又はその卑属」のいずれもない場合には、相続財産は、父母両系相続の原則に従い、父系母系間で二分分される(七四六条一項)。一方の系に尊属もない場合には、相続財産は他方の系の尊属に全部帰属する(七五三条一項前段)。系内部では、最も親等が近い尊属が優先され、同一の親等の尊属間では均等である(七四六条二・三項)。

④ 普通傍系血族

被相続人の父系母系いずれにも尊属もない場合には、相続財産は各系の六親等内の普通傍系血族のうち親等の最も近い者に二分の一ずつ帰属する(七五三条一項後段)。同一親等内の傍系血族間では均等である(同条三項)。一方の系に相続できる傍系血族がなく、かつ、被相続人に配偶者がいない場合には、他方の系の傍系血族が全部相続する(七五五三条三項)。

六親等を超える傍系血族は原則として相続しないが、被相続人の兄弟姉妹の卑属は六親等を超えても相続する(七五五一条一項)。また、被相続人が死亡時に遺言能力がなく、かつ、それが法定禁治産によるものではない場合は、一二親等内の傍系血族であっても相続する(同条二項)¹⁷⁾。

《自然相続人》

自然子は、自然親子関係が適法に立証される限りに於いて相続上の権利を有する(七五六条)が、一般的に、その父母及び他の尊属並びにその兄弟姉妹及び他の傍系血族の相続において、嫡出子と同一の権利をもつ(七五七条)。ただし、婚姻中の自然子はこの例外として、その相続分は、嫡出子と競合する場合、全員が嫡出子とし

て計算された相続分の二分の一であり、その減額は嫡出子の取り分を均等に増額する（七六〇条）。

2 生存配偶者

被相続人の死亡の日に夫婦が離婚していず、かつ、生存配偶者に対して言い渡された既判力ある別居判決もない場合、生存配偶者は、その他の相続人の存否に応じて、完全な所有権又は用益権を相続し、また、必要にある場合は扶養定期金を与えられる。

生存配偶者は、被相続人の父母両系に相続できる血族がない場合又は普通傍系血族しかない場合に、相続財産のすべてについて完全な所有権を取得する（七六五条）。また、いずれか一方の系に相続できる血族がない場合又はその系に普通傍系血族しかない場合は、七五三条の規定にかかわらず、その系に帰属するはずの相続財産の二分の一について完全な所有権を取得する（七六六条）。生存配偶者が完全な所有権を相続する場合において、婚姻中の自然子の存在は生存配偶者の完全な所有権の相続を妨げない（七五九条一項）が、その取り分を減少させる。すなわち、生存配偶者は、この自然子の人数如何によらず、この自然子がいなければ生存配偶者に帰属したはずの二分の一を受け取る（同条二項）。

完全な所有権を相続しない場合に用益権を有する。被相続人に子がある場合には、子が嫡出子か自然子（婚姻中の自然子は別）かを問わず、生存配偶者は相続財産の四分の一について用益権のみを有する（七六七条）。兄弟姉妹、その卑属、尊属又は婚姻中の自然子しかない場合は、生存配偶者は二分の一について用益権を有する。

生存配偶者は、必要にある場合には、相続財産に対する扶養債権を付与される。すなわち、先に死亡した夫婦の一方の相続財産は、生存する他方で必要にある者に対して扶養料の義務を負う（二〇七条の一）。扶養料を主張するための期間は死亡から一年であり、分割の場合はその完了まで延期される（同条一項）。扶養定期金は遺産から控除される（同条二項）。

(二) 遺留分権相続人と遺留分

遺留分権相続人 (*héritier réservataire*) は卑属及び尊属であり、配偶者は、兄弟姉妹その他の血族と同様に遺留分権をもたない。したがって、被相続人は配偶者を相続から排除することができ、また、配偶者への贈与・遺贈は、下記の割合を限度として制限される。すなわち、贈与・遺贈による無償譲与 (*libéralité*) は制限され、被相続人が処分可能な財産の割合 \parallel 自由分 (*quotité disponible*) には限度が設けられている⁽¹⁹⁾。自由分を超えて行つた遺贈は減殺される (八四四条)。フランス法は、遺留分を比較的広く認めているが、以下のように、相続人側からの遺留分としてではなく、被相続人側からの処分可能な割合として規定している。

① 卑属

被相続人が卑属に対して処分可能な財産の割合は、子が一人の場合は財産の二分の一 (したがって、遺留分は二分の一)、二人の場合は三分の一 (同三分の二)、三人以上の場合は四分の一 (同四分の三) であり、これは、嫡出子と自然子とで同じである (九一三条)。ただし、婚姻中の自然子の遺留分は、嫡出子と競合する場合、全員が嫡出子として計算された遺留分の二分の一であり、減額分は嫡出子の遺留分を均等に増額する。嫡出子と競合せず、婚姻中の自然子のみが相続人の場合又は自然子とのみ競合する場合は、上記九一三条に規定する割合に等しい (九一五条の二)。ただし、婚姻中の自然子のみが遺留分権相続人の場合、生存配偶者に対する処分可能分の取扱いは、嫡出子がある場合とは異なる (一〇九七条一項。後述)。

孫又は曾孫が代襲する場合、遺留分は、子 \parallel 被代襲者 (*représenté*) を単位として計算される。したがって、被相続人に二人の子があり、子の一人が三人の子を残して先死している場合、遺留分は子二人として計算される。

② 尊属

卑属がない場合には、尊属が遺留分権を有する。被相続人の処分可能な割合は、尊属が父母両系に存在する場合は二分の一（遺留分は二分の一）、いずれか一方の系にのみ存在する場合は四分の三（同四分の一）である（九一四条一項）。

(三) 相続税

血族相続人でない生存配偶者も、相続税については、以下のように、直系血族と同等に扱われている。

フランスの相続税は、相続人又は受遺者が取得した財産に対して課税される遺産取得税方式を採用している。

一九九二年から、相続前一〇年以内の生前贈与額のみ加算されている。当初、贈与税は独立した税であったが、

一九四二年以降相続税制度に統合されている。⁽²⁰⁾ 受益者が、配偶者、直系血族である場合、基礎控除額は、配偶者

については三三万フラン、直系血族については三〇万フランである（租税一般法典七七九条）。基礎控除額の範囲を超えた場合、配偶者及び直系血族に対しては、五〇％の税率で課税され（同七七七条）、夫婦間の無償処分は、直系血族間のそれとほぼ同様に取扱われている。これに対して、兄弟姉妹には、三五％と四五％、その他の四親等内の傍系血族には五五％、それ以上の親等の傍系血族及び血族でない者の場合には六〇％の税率で課され、より遠い血族関係にある者に対しては、税率が高くなっている。

配偶者について、この他に特別の控除は認められないが、婚姻中に取得した財産は、通常夫婦の共通財産を構成し、それぞれが持分を有する半分に對しては課税されない。

三 生存配偶者の相続上の権利

(一) 相続法上の権利

1 生存配偶者の相続権利関係の前提条件

生存配偶者の相続権利関係は、二つの条件を前提とする。(1)相続開始日における婚姻の存在、(2)法律上の別居の結果生じた失権又は放棄の不存在、である。すなわち、生存配偶者は、被相続人の死亡まで継続していた婚姻が死亡によって解消された場合にのみ相続人となる。したがって、死後の婚姻、離婚⁽²¹⁾、無効な婚姻は、当然何の権利ももたらさない。法律上の別居においては、それが被相続人に対して言い渡された場合(被相続人が一方的過誤による別居の一方的過誤者、共同生活の破綻による別居の請求者である場合(二六五条、三〇四条)、夫婦のいづれに対しても言い渡されなかった場合)⁽²²⁾に、生存配偶者は相続権利関係を維持する。生存配偶者は、再婚によって、前婚で獲得した権利を失わないが、特定の権利(文学及び芸術作品の著作権に対する用益権)⁽²³⁾は失う。

2 完全な所有権の相続

生存配偶者が完全な所有権を相続するのは例外的であり、かなり制限される。(1)生存配偶者が決して完全な所有権を相続しないのは、①卑属が存在する場合、②特権尊属及び特権傍系血族が存在する場合である。(2)ときによって完全な所有権を相続しうるのは、第三順位の尊属(父母以外の尊属)が存在する場合であり、①父母両系に尊属が存在する場合には何も相続しない、のに対して、②一方の系にのみ尊属が存在する場合は、他方の系に普通傍系血族が存在したとしても半分を相続する。両系相続の原則によって、他方の系に代襲者がいたならばその系に帰属したはずの半分を、生存配偶者が取得する。ここでは、両系相続の原則が、配偶者の利益のために活用されている。他方の系が空白の場合に一方の系に全部帰属することを定める七五三条の規定にかかわらず、配

偶者が獲得することになる。(3)生存配偶者が必ず完全な所有権を相続するのは、普通傍系血族のみが存在する場合であり、この場合は全部相続する。

生存配偶者が完全な所有権を相続するのは、以上のような通常の家族状況に対応する場合の他、特定の家族状況——卑属が婚姻中の自然子、被相続人自身が単純養子⁽²¹⁾であるような状況——に対応する場合がある。このうち、婚姻中の自然子が存在する場合の生存配偶者の相続権利関係については、以下の通りである。

《生存配偶者と婚姻中の自然子との関係》

立法者は、その婚姻から生じた嫡出子が存在する場合にその婚姻中に懐胎された自然子の相続分を削減すると同様の理念において、姦通という被害を被った生存配偶者を、この自然子に対して保護しようとした。すなわち、自然子が「一般的に」嫡出子と同一の権利を有する(七五七条)としても、それが姦通によってその婚姻中に設けられた自然子であるなら、その存在が被害者たる嫡出家族に引き起こす損害を抑え、配偶者も嫡出子と同様に保護する、という婚姻への特別な配慮を示した。この結果、生存配偶者は、この自然子と競合するとき、卑属であるにもかかわらず完全な所有権を相続しうる。この自然子が存在しなければ生存配偶者に帰属したはずの所有権を全部奪うべきではなく部分的にのみ奪うべきと考えたのである。ただし、完全な所有権を相続するには、この自然子が存在しなければ生存配偶者は完全な所有権の相続に招致されていたという家族状況が必要とする。この自然子が存在しなければ生存配偶者に帰属したはずの権利の維持が問題であり、生存配偶者がともともと主張しえない権利を新たに授与するものではないからである。したがって、婚姻中の自然子が存在するとき、生存配偶者は、次の二つの前提においてのみ完全な所有権を相続する。(1)普通傍系血族のみが存在する場合、(2)一方の系に普通傍系血族のみが存在し、かつ他方の系に特権傍系血族以上の順位の相続人が存在しない場合である。本来、(1)は、生存配偶者が完全な所有権をすべて相続する場合であり、(2)は、半分相続する場合である。婚姻中の

自然子は、七五九条によって、その人数によらず生存配偶者に帰属したはずの二分の一を受け取るから、この結果、配偶者は、(1)では完全な所有権の二分の一、(2)では四分の一を取得することになる。こうして、生存配偶者は、婚姻中の自然子に対して、その姦通性ゆえに対抗しうる。⁽²⁵⁾

他方、被相続人が前婚中に設けた自然子は、まさに嫡出子と同様、生存配偶者が完全な所有権を相続するのを妨げる。被相続人の前婚中の姦通は、生存配偶者にとって重大な事実ではないとされるからである。⁽²⁶⁾

3 用益権の相続

生存配偶者は、完全な所有権を相続しない場合にのみ用益権を相続する。原則として、完全な所有権と用益権との併存はない。⁽²⁷⁾したがって、完全な所有権を相続する場合を除いた以下の三つの場合に、用益権を相続する。

- (1) 父母両系に尊属が存在する場合、(2) 特権傍系血族が存在する場合、(3) 卑属が存在する場合である。(1)(2)の場合、生存配偶者は、用益権の半分を相続する。(3)の場合、卑属が嫡出子（その婚姻から生じた子もそうでない子も）、養子、自然子であれ、四分の一を相続する。ただし、①婚姻中の自然子がこれらの卑属の中の一人である場合には生存配偶者は同様に四分の一しか相続しない、のに対して、②この自然子が唯一の卑属である場合には二分の一を相続する。

《用益権の終身定期金への転換》

物権である用益権は、それを有する者に「物」に対する直接的な権利を付与する。用益権者は、相続財産の使用と享受——使用権と天然又は法定の果実——を付与され、相続財産の実質上の支配を約束される。建物の用益権者となった生存配偶者は、自己の流儀で、賃料を得るために建物を賃貸することができる。しかし、用益権の所有権からの分離 (démembrement) にはリスクが伴う。主要なリスクは経済的順位であり、用益権者たる生存配偶者が虚有権者たる相続人を脅かす一方で、所有権が何ら移転しない財産を抱えて下落する可能性もある賃料

のみを追求することは、生存配偶者にとってリスクである。用益権者と虚有権者の間に、家族がその内奥に秘める極度の緊張が存在する場合には、このリスクが増幅される⁽²⁸⁾。

一八九一年法の立法者は、所有権の権能分離の不都合さを認識し、用益権の終身定期金への転換を生存配偶者に課することを認めた。すなわち、「確定分割までは、相続人は、十分な担保及び当初の平等性を維持することの保障を供与して」、生存配偶者の用益権を相等の終身定期金に転換することを要求できる（七六七条一項）。転換について相続人間に不一致がある場合には、転換は裁判所によって任意である（同条二項）。

ここで問題とされているのは、七六七条が規定する用益権、すなわち、通常の相続によって取得する法定用益権 (*usufruit légal*) である⁽²⁹⁾。転換を請求しうる者は虚有権者のみであり、用益権者ではない。虚有権者の意見が一致するとき、転換は法律上当然の権利である。ただし、虚有権者たる相続人が転換請求を表明できるのは、「確定分割まで」であり、その後はその権利を失う。転換は、元本 (*capital*) ではなく終身定期金 (*rente viagère*) でのみ課すことができ、(1)用益権との平等性、(2)当初の平等性の維持の保障、(3)十分な担保の付与、という三要件を充たさなくてはならない。平等性は厳格に尊重され、定期金の額は、転換されなかった場合の当該財産の利 use 価値や収益から決定されることになるが、平等性の実現は現実にはなかなか困難である。平等性の維持の保障は、金銭的価値が減少しないためであり、スライド制という方法が用意されている。(3)は、定期金債務者の偶発的又は意図的な弁済不能の危険から生存配偶者を保護するためである。

転換の結果、物権が債権に置き換えられる。転換を理由として、相続財産の所有権は完全に生存配偶者の共同相続人に帰属し、所有権はその部分的分離から脱し、⁽³⁰⁾ 相關的に、生存配偶者は相続財産を使用・享受するすべての権利を失う。代償として、生存配偶者は債権者となり、共同相続人は生存配偶者に対する定期的な金銭給付を負う。転換は分割の実行であり、分割の宣言的效果に従う⁽³¹⁾。この結果、生存配偶者は相続人の死亡の日から定期

金債権者であったと見なされ、相関的に、決して用益権者ではなかったとされる⁽³²⁾。転換は、四分の一を超える損害を損失として立証する場合に取り消しうる(八八七条一項)。

しかし、実際に法定用益権が転換されることは稀とされる⁽³³⁾。理由の一つは、技術面であり、転換が複雑な作業を前提とするからである。また、生存配偶者が定期金支払いが不規則になることを懸念し転換を嫌がる等の心理面も指摘される。とりわけ、税制面において転換が抑制されている。終身定期金は、債務者が定期支払い額をその収入から控除しえない(租税一般法典一五六条II二号)のに、債権者たる配偶者の課税収入となる(同七九条)からである⁽³⁴⁾。

4 扶養定期金

一八九一年法の立法者は、年老いた生存配偶者に資力を与えることを望み、生存配偶者が相続によってつましく生活するための最小限を得られない場合⁽³⁵⁾を考慮し、生存配偶者が必要にある限り相続財産に対する扶養債権を認めた。婚姻から生ずる夫婦間の扶養義務が、その債務者の死亡を越えて延長される。扶養債権は、本来の意味における相続権利関係ではなく、相続の権利を補足するものであり、これと置き換えられない。困窮する生存配偶者は、無遺言相続の権利関係如何によらず扶養定期金を請求することができる。

この制度については、以下の四つの特徴が指摘される⁽³⁶⁾。(1)扶養定期金は「相続財産」によって支払われる。ここから、次の三つの結果が生じる。①扶養定期金はその額及び原則に関して相続積極財産の重要な機能であって相続人の個人的資力の機能ではなく、積極財産が全くない場合には生存配偶者は何ら取得しない⁽³⁷⁾。②定期金の原則を決定するのは相続開始の日であり、したがって、生存配偶者の必要状態はこの日に存在しなくてはならない。その後では扶養料の権利に道が開かれない(なお、扶養料を主張するための期間は死亡から一年であり、相続財産の分割の場合にはその完了まで延長される。また、扶養定期金が協議によって承諾されない場合には、裁判上の請求という

かたちをとる)。③扶養定期金は、原則として、生存配偶者の重大な義務違反を理由として拒否又は過小評価されない⁽³⁸⁾。(2)生存配偶者は債権者であつて相続人ではない。これは、次の事項の説明となる。すなわち、①生存配偶者の相続の権利を剝奪する状況——生存配偶者に対して言い渡された法律上の別居——が存在しても、扶養料の権利は奪われない。②他の相続人は遺留分に対抗することはできない。③特定受遺者は生存配偶者に劣位する⁽³⁹⁾。④生存配偶者は、相続債権者と同様、資産の分離を請求できる。(3)扶養料は、元本ではなく定期払いで支払われる⁽⁴⁰⁾。(4)扶養定期金は、扶養義務の特質である多様性を部分的にしかもたない。すなわち、扶養定期金は、生存配偶者が新たに資力を得た場合は縮減又は削除される可能性があるのに、生存配偶者の資力が低下した場合は増額されず、相続財産の価値が変動した場合も修正されないとされる⁽⁴¹⁾。

5 相続財産の不分割維持

複数の相続人がある場合、相続財産は相続人間で分割 (partage)⁽⁴²⁾ されるまで不分割ないし共有 (indivision) 状態におかれるが、各共同相続人はこの状態に止まることを強制されず、いつでも分割を請求できるのが原則である (八一五条一項)⁽⁴³⁾。ただし、以下の場合には、例外的に、共同の利益又は家産の保全のために、分割の延期又は禁止が認められる。すなわち、分割の即時の実現が不分割財産の価値に損害を与えるおそれがある場合に二年を限度に分割が禁止される (同条二項) 他、生存配偶者や卑属のために、一定の場合に分割が延期又は禁止される。具体的には、被相続人又は生存配偶者が農業経営を行っていた場合、生存配偶者は経営資産の不分割維持を請求でき (八一五条の一、一項)、同様に生存配偶者が居住用、職業用の建物の所有者で被相続人の死亡時そこに居住していた場合、五年を限度に不分割を請求でき、生存配偶者が死亡するまで更新できる (同条二・四・五項)⁽⁴⁴⁾。

(二) 夫婦間の処分、夫婦財産制等による権利

生存配偶者がまだ相続人として認められていなかったとき、その利益は、夫婦財産契約、夫婦間の贈与、遺贈等の方法によって図ることができるといふ伝統的な考え方が支配的であった。生存配偶者は、相続人として正式に認められた現在も、以下の方法によって、先死配偶者から無償譲与を受けることができる。また、法定共通財産制の下では、生存配偶者は、先死配偶者の死亡によって、通常、共通財産についての自己の持分に加え相続分を取得する。以下、生存配偶者がこれらの方法によって取得しうる権利について述べたい。

1 夫婦間の処分

フランス民法典は、婚姻中の夫婦間の処分として、子の利益に配慮するとともに配偶者の一方の死亡による他の経済的地位を予測して、以下のような特別な処分可能分とこれに付随する措置を定めている。無償剰余が可能な割合は、以下のように、先死者の死亡時の家族状況、より正確に言えば遺留分権相続人の資格に応じて変化する。⁽⁴⁵⁾

まず、配偶者の一方の死亡を予定し、(1)その一方に尊属のみがある場合に、九一四条一項に基づく処分可能分
 Ⅱ自由分(父母両系に尊属があるときは財産の二分の一、一方の系のみに尊属があるときは四分の三)について所有権、「それ以上与えたい場合は」さらに尊属の遺留分について虚有権を限度として、他方に処分できる(一〇九四条)。同様に、(2)嫡出子もしくは前婚から生じた嫡出子又は自然子又は卑属がある場合に、九一三条に基づく処分可能分(子が一人のときは財産の二分の一、二人のときは三分の一、三人以上のときは四分の一)について所有権、又は、子の人数によらず、財産の四分の一について所有権と四分の三について用益権、又は財産すべてについて用益権のみを、他方に処分できる(一〇九四条の一)。同様に、(3)婚姻中の自然子のみがある場合は、その人数によらず、財産の四分の三について所有権、又は財産の二分の一ずつについて所有権と用益権、又は財産すべてについて用

益権のみを処分できる（一〇九七条一項）。一九六三年七月一三日法の改正によるこれらの処分は、生存配偶者の権利をさらに前進させた⁽⁴⁶⁾。

この夫婦間の処分による受益権も終身定期金に転換でき⁽⁴⁷⁾、その要件について、以下のように規定されている。すなわち、所有権と受益権両方の場合又は受益権のみの場合に、それが財産の二分の一を超過するとき、子、卑属は各々の相続分に関して、等価額を保障する十分な担保を提供することを条件に、この受益権を等価額の終身定期金に転換することを要求できる（一〇九四条の二、一項⁽⁴⁸⁾）。配偶者の一方の死亡時に他方が主たる居所としていた住居の受益権、住居の家具の受益権については、終身定期金への転換を要求できない（同条二項）。このように、無償剰余が半分を超えた場合にのみ転換を請求しうる点、卑属各自にその相続分について転換を請求する権能が認められている点、また、居住用建物及びその家具については転換が除外される点において、夫婦間の処分による受益権の転換要件は、七六七条に基づく法定受益権のそれとは異なっている。

さらに、夫婦財産契約によって婚姻前に将来の夫婦間で行う贈与（二〇八一条以下）も、一つには、相手方配偶者の死亡の場合の経済的地位を考慮し、これを確保させる役割をもっている⁽⁴⁹⁾。遺贈によってもこの目的を達せられるが、遺言はいつでも取消しうるから確実とは言えない。この贈与は、一般の贈与と同様取消しできないのが原則であり、判例・通説は、贈与者に子が生まれたことも取消し原因にならないとする⁽⁵⁰⁾。

2 夫婦財産制

夫婦財産関係について特別の契約をしなかった夫婦に対しては法定共通財産制が適用され（一四〇〇条）、配偶者は共通財産について二分の一の持分を有するということも留意しなくてはならない。すなわち、法定共通財産制の下では、(1)夫婦の共通財産、(2)夫の固有財産、(3)妻の固有財産という三種の財産が併存する⁽⁵¹⁾が、共通財産制は、夫婦の一方の死亡によって解消され（二四四一条）、生存配偶者と先死配偶者の相続人との間で、共通財

産の共有状態を消滅させる手続（分割）がなされる。償還と取戻しを済ませた後に、共通財産の二分の一を生存配偶者が取得する。したがって、生存配偶者は、先死配偶者の死亡によって、共通財産制から得た分と相続分とを取得することになる。

四 終わりに

以上のように、フランス生存配偶者の相続権関係は、家族状況ないし血族相続人の存否に応じて変化する不確定なものであり、その相続法上の地位は不安定である。その地位は、一八〇四年民法典以来かなり前進したが、完全な所有権はなお残物件性を強く止め、生存配偶者は、より望ましい血族が不在の場合に限りこれを手に入れるにすぎない。通常、被相続人には子がある場合が多いであろうから、子がある限り完全な所有権を相続しない生存配偶者は、稀にしか完全な所有権を相続しない。完全な所有権を相続しない場合に相続する用益権は、遺留分権相続人又は特権傍系血族が存在する場合にも相続できるが、基盤の安定した権利とは言えない。また、その共有・管理は容易ではない。用益権は、当初理想的な解決方法として期待されたが、まもなく所有権の権能分離の不都合が示される結果となった。虚有権者たる血族相続人としては、財産を搾取されるという重大な危険が存在し、用益権者たる配偶者にとっては、対象となる財産によって用益権の経済的有用性が左右される上、財産処分も自由にはならない。用益権の終身定期金への転換が認められているが、とりわけ、税制面で実効性を欠いている。また、通常の相続による法定用益権の転換は、血族相続人をその利益を脅かす用益権から保護することに重点がおかれ、生存配偶者が、利益の薄い又は管理困難な財産を対象とする用益権を有用性を欠くとして処分することは、重要視されていない。したがって、転換を請求しうる者は生存配偶者ではなく虚有権者たる相続人で

ある。生存配偶者が用益権の享受より定期金の受給を好都合とするような場合も生存配偶者からは転換を請求できず、反対に、生存配偶者が転換を望まない場合にも、相続人間で意見が一致すれば転換は当然の権利であり、生存配偶者は転換を避けられない。⁵²一方、生存配偶者が被相続人の死後に困窮することのないよう付与される扶養定期金も、それ程援用されない。それが生存配偶者の貧窮という例外的状況を前提としているという理由の他に、子の親に対する通常の扶養義務（二〇五条）と重複するという理由もあるためである。さらに、生存配偶者は遺留分権相続人ではないため、被相続人が相続から排除することも可能である。

フランス生存配偶者の相続法上の劣位については、配偶者の地位の独自性の観点からも論じられており、⁽⁵³⁾(1)夫婦財産制の存在、(2)被相続人の死亡に際し親族が主張しえない権利を主として受益する資格（年金、保険金等を受取る資格）を有するという配偶者固有の優位性、(3)再婚の可能性という三つの観点から、他の相続人との相違が指摘されている。(1)は、フランス法において特徴的な点であり、生存配偶者の相続に関する実質的な権利については、夫婦財産制は勿論、婚姻中の夫婦間の処分、夫婦財産契約等の権利関係も考慮に入れる必要がある。法定共通財産制の下の夫婦の相続では、生存配偶者は、共通財産からの取得分に相続分を付加され、婚姻権利関係及び相続権利関係両方から財産を得ることになる。また、夫婦間の処分では、生存配偶者は、嫡出子が存在する場合にも完全な所有権を取得することが可能であり、その用益権の転換では、無遺言相続の法定用益権の転換が財産について全般的に行われ配偶者に居住用建物の維持を保障しないのに対して、居住用建物を転換から除外し生存配偶者の権利の享受の保障を図っている。このような側面を考慮するなら、フランス生存配偶者の法的地位は、実質上日本やアメリカ、イギリス等と異なるものとは言えない。

また、相続権利関係自体、歴史的展開の中で、家族内における財産維持よりも被相続人の近親者に対する義務に基礎をおくようになってきているのも事実である。遠縁の血族よりも配偶者に対してより多くの義務を負うよ

うになったと言える。この意味では、生存配偶者の完全な所有権の相続は、家族⁽⁵⁴⁾に関する一般的な変化に対応する大きな展開と解することもできる。

それでも、フランスでは、血縁はなお根強い要素であり、血族相続人と生存配偶者の間には根本的、逆転不可能な差異が存在している。換言すれば、卑属や尊属の相続権は、血縁に基づくがゆえに誰も奪うことができない確固とした権利であるのに対して、生存配偶者の相続権は、婚姻に由来するがゆえに離婚や配偶者に対して言い渡された法律上の別居がない場合に認められ、かつ血族相続人の存否に左右される不確定な権利に止まっている。

他方、自然子の相続法上の地位が嫡出子と同等であることから、自然子が嫡出子と同様、生存配偶者に優先することは、日本民法と異なる点である。ただし、嫡出子又は被相続人と生存配偶者の婚姻以前の自然子が存在する限り生存配偶者が完全な所有権を相続しないのに対して、その婚姻中の自然子の存在は生存配偶者の完全な所有権の相続自体は妨げないこと⁽⁵⁵⁾、また、その婚姻中の自然子が唯一の卑属である場合は生存配偶者の用益権は嫡出子や婚姻以前の自然子と競合する場合より厚遇されること等、自然子が設けられた時期の相違により生存配偶者の相続権関係に差異が生ずることは留意すべき点である。婚姻中の自然子は明らかに配偶者に向けられた有責の結晶と評価され⁽⁵⁶⁾、その被害者たる配偶者の保護が図られるのである。最近の一九九六年六月二五日破壊院民事部判決⁽⁵⁷⁾も、婚姻中の自然子と嫡出子との区別⁽⁵⁸⁾を定める民法典七六〇条がヨーロッパ人権条約及び子どもの権利条約両方に適合しているとの判断を下している。

今日、生存配偶者が正式に相続人として認められて以来ほぼ四〇年が経過し、その間に生存配偶者の相続権に関する法改正が真剣に企てられ、現在、改正案が作成されている⁽⁵⁹⁾。しかし、ここに至る作業の長期間の遅滞は、この改正の難しさを物語っている。改正案では、生存配偶者の地位の向上が図られているが、生存配偶者を遺留分権相続人とすることはなお認められていない。しかし、生存配偶者の相続権に関するあらゆる法政策の議論に

において、生存配偶者の生活条件の維持——被相続人の死亡が生存配偶者を生活水準の低下という危険にさらしてはならないということ——が、変わらず立法者の中心的関心事であったことを反映して、生活条件及び生活環境の維持が認められている。そして、生存配偶者の相続権の基盤及び割合が増加し、その性質が変化している。例えば、改正案では、生存配偶者は、被相続人の卑属と競合する場合にはすべての用益権又は四分の一の所有権（相続開始時に存在した財産の）のいずれかを選択でき、尊属又は特権傍系血族と競合する場合にはすべての用益権又は二分の一の所有権のいずれかを選択できるとされている。これまでは、生存配偶者の地位の向上という一般的指針の下に、全体的観点からよりはむしろ現行制度の間隙を利用して展開してきたように見えるフランス相続法が、間近な改正において、この指針の下に、子の権利を確保しつつ、どの程度新たな展開を遂げうるのか関心がもたれる。

- (1) *successesseur [irrégulier]* Ⅱ 不規則相続人とも訳される。
- (2) 稲本洋之助『フランスの家族法』東京大学出版会（一九八九年）三四五頁。
- (3) 配偶者が昇格するのは、両系相続の原則の機能を用いることによってであり、両系相続が閉ざされることを防ぐため、代襲者不在の系に帰属する半分为配偶者が取得する。M. Grimaldi, *Droit civil, Successions*, 4^e éd., Litec, 1996, n° 173, p. 164.
- (4) 同法では、生存配偶者は、傍系血族が父系母系両方に存在する場合は何も取得せず、いずれか一方の系にのみ存在する場合に半分を取得した。
- (5) Grimaldi, *op. cit.*, n° 173, p. 164.
- (6) 一九五七年法において、配偶者は財産の包括的承継人にすぎず、相続人ではなかったとされる。Ph. Malaurie, *Cours de droit civil, Les successions, Les libéralités*, 3^e éd., 1995/1996, Cujas, 1995, n° 101, p. 75.
- (7) 遺留分権相続人及び特権傍系血族が不存在で生存配偶者が相続に招致される場合、同オールドナンスによって、配偶者は大審裁判所の判決によって遺産占有を付与される必要がなくなったためである。

- (8) 八一五條の五、二項。
- (9) 相続上の規則の適用によって既に他の権利を有していない場合。
- (10) 被相続人死亡時のスライド制最低賃金の年収の三倍に相等する額で、相続積極財産の二五%を限度とする。M. Juglart, *Cour de droit civil*, t. II, *Régimes matrimoniaux, Successions, Libéralités*, 6^e éd., Montchrestien, 1993, n° 208-1, p. 214.
- (11) M. A. Glendon, *The Transformation of Family Law*, The University of Chicago Press, 1996, p. 240 以下では「アメリカ、イギリス、フランス、ドイツについて、生存配偶者の相続上の地位を比較している。
- (12) 判例、通説は、出生の直後又は数時間経過後に死亡した子について生存能力を推定し、生存能力なしと主張する者にその立証を課している。
- (13) Juglart, *op. cit.*, n° 197, p. 199.
- (14) 従来は、動産・不動産、後得財産・伝来財産、帰属財産・平民財産等の区別に従ってそれぞれに財産移転の態様を規定していたが、これを改め、相続財産をその性質によらず抽象的、価値的に捉えた。稲本前掲書三四四頁参照。
- (15) フランス大革命以前の相続法については、稲本洋之助『近代相続法の研究』フランスにおけるその歴史的展開―岩波書店(一九六八年)が詳しい。一九三〇年代までについては、木村健助『現代外国法典叢書』(5)仏蘭西民法「II」財産取得法(1)有妻閣(一九五六年復刊)一一頁以下。
- (16) 兄弟姉妹の相続分は、以下の通りである(七五二条)。被相続人と父母双方を同じくする兄弟姉妹については相互に均分であり、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がある場合には父母双方を同じくする兄弟姉妹の本来の相続分の二分の一である。父又は母のみを同じくする兄弟姉妹しかない場合は、それらの者が全部相続する。
- (17) 例えば一六歳未満の未成年者の場合。
- (18) 相続人を欠く事態を避けるためとされる。山口俊夫『概説フランス法上』東京大学出版会(一九八九年)四九七頁。
- (19) 遺贈は、遺言者が反対の意思を表明しない限り先取分として相続分外に行ったものと見なされるため、原則として持戻しの対象とはならない(八四三条二項)。持戻しについては、千藤洋三『フランス相続法の研究―特別受益・遺贈―』関西大学出版部(一九八三年)八九頁以下参照。

- (20) L. Trotabas et J.-M. Cotteret, *Droit fiscal*, 8^e éd., Dalloz, 1997, n^o 183 et s., pp. 226 et s. 最近の邦語文献としては尾崎護『G7の税制』ダイヤモンド社（一九九三年）一八〇頁参照。
- (21) 被相続人に対して離婚が言い渡された場合も同様である（二六五条一項）。
- (22) 夫婦の双方的過誤による別居の場合、共同請求に基づく別居で相互的に相続の権利を放棄する合意がない場合等である（三〇四条、二六五条、二六八条等）。
- (23) 著作権に関する法律一・二三条の六、二項。
- (24) 被相続人が単純養子である場合の相続については、Grimaldi, *op. cit.*, n^o 191-192, pp. 177 et s. に詳しい。
- (25) 婚姻中の自然子であっても、卑属としては他の血族に優先する。
- (26) このような婚姻中の自然子に対する生存配偶者及び嫡出子の保護は、七五七条が要求する自然子と嫡出子との相続上の平等に違背するが、前婚の自然子については、この平等原則が配偶者に課されている。
- (27) 子孫なしに死亡した単純養子の相続（三六八条の一）の場合には、生存配偶者は、例外的に完全な所有権と用益権とを相続しうる。
- (28) 両者の緊張関係は、血族相続人が配偶者と被相続人との共通の子である場合にはそれほど危惧される必要はないが、被相続人の前配偶者の子や兄弟姉妹である場合には、危惧される。
- (29) 無償譲与による用益権についても転換が規定されている（一〇九四条の二）が、その要件は異なる。また、著作権に関する一九五七年法では、七六七条の原則とは別個に用益権を享受すると規定され、転換は生じない。
- (30) 税務上、転換は権利移転とは見なされないとされる。Maurie, *op. cit.*, n^o 115, p. 82.
- (31) Juglart, *op. cit.*, n^o 208, p. 214.; Malaurie, *op. cit.*, n^o 115, p. 82.
- (32) 七六七条の適用によって、生存配偶者は死亡配偶者の財産について用益権を獲得したのではなく、相続開始の日から終身定期金を享受したと見なされる。Civ. 22 avrii, 1831: *DH* 1931, p. 347.
- (33) Grimaldi, *op. cit.*, n^o 227, p. 208.; Malaurie, *op. cit.*, n^o 113, p. 81. 参照。
- (34) Trotabas et Cotteret, *op. cit.*, n^o 131, pp. 178 et s.
- (35) 生存配偶者が相続の権利をもたない場合やその相続分が十分でない場合等。
- (36) Grimaldi, *op. cit.*, n^o 231, p. 211.

- (37) 扶養定期金が認められる場合、配偶者は、相続財産の上のみ、その支払いを追求しうる。
- (38) 二〇七条二項は、債権者が自ら債務者に対する自己の義務を著しく欠いたときは、扶養料の全部又は一部が免除されうることを規定するが、この規定は、法律上の別居(三〇三条二項)を除いて、夫婦間の扶養義務には適用されないためである。
- (39) 扶養料は遺産から控除され相続人はその取得分に比例して負担するが、相続人が負担しても、まだ扶養定期金が不十分である場合には、すべての特定受遺者が取得分に比例してこれを負担する(二〇七条の一、二項)
- (40) 離婚後の扶養料の支払いは、債務者の財産構成が可能である場合は元本の設定でなされる(二八五条)のとは対照的である。この扶養料について、離婚法に即して見直す必要性が指摘される。Grimaldi, *op. cit.*, n° 231, p. 214.
- (41) *ibid.*
- (42) 分割は、強迫、詐欺を理由として取消しできる(八八七条一項)他、過剰損害を原因とする取消しが認められ、共同相続人の一人が四分の一を超える損害を立証するときも取消しできる(同条二項)。「平等は分割の本質である。」との原則による。損害の評価は分割時の価額による(八九〇条)。
- (43) 共同相続人は、不分割の権利の譲渡と先買権を認められている(八一五条の一四)。
- (44) さらに、被相続人に未成年の直系卑属がある場合、五年を限度に不分割の維持を請求でき、成人するまで更新できる(八一五条の一、三・五項)。
- (45) この範疇の相続人の存在のみが無償剰余の割合を制限するからである。
- (46) *M. et C. Taihe, Successions*, 16^e éd., DELMAS, 1997, n° 218, p. 64.
- (47) 夫婦間の自由分を増大する一九六三年七月一三日の法律による。
- (48) 夫婦間の処分による用益権と通常の相続による用益権との関係については、R. Le Guidec, *JCP* 1997, 3968. 参照。
- (49) ただし、婚姻中に設けた自然子は、用益権の終身定期金への転換を請求できない(一〇九七条の一)。
- (50) 山口前掲書五三四頁。
- (51) ただし、夫婦は必ずしも将来のお互いの関係に信頼をもてる訳ではなく、この贈与の不可撤回性が、実際の利用を妨げている。

- (51) これらの区別を行うためには、夫婦各自の取戻し (reprise) 及び償還 (récompense) の数額確定、共通財産の数学確定を行う。Tathe, *op. cit.*, n° 193, p. 122.
- (52) ただし、この相続人の転換の権利は強行規定ではないため、被相続人が、この権利を奪うことが可能であるときれ。Maurie, *op. cit.*, n° 114, p. 81.
- (53) Grimaldi, *op. cit.*, n° 178, p. 167.
- (54) J. Carbonnier, *Droit civil. La famille*, t. 2, 1^{re} éd., puf, 1995, n° 1, p. 13. これは、狭義の家族とは傍系血族を除いた夫婦及びその卑属であり、より限定すれば夫婦及びその未成年の子であり、後者が将来の家族であるとする。
- (55) ただし、取り分は減少し、生存配偶者との自然子とで等分に分けることになる。G. Raymond, *Droit civil*, 3^e éd., Litec, 1996, n° 1068, p. 753.
- (56) 一九九〇年にフランスで行われた価値観に関する調査では、婚姻成功の条件として「貞節」が七四%で第二位を獲得し、大多数が「不貞」に明らかな反対を示している。H. Riffaut, *Les valeurs des français*, éd. puf, 1991, p. 59. 参照。
- (57) Cass 1^{re} civ., 25 juin 1996; *Bull. civ.*, 1, n° 268. ヨーロッパ人権裁判所は姦生子の相続上の劣位を規定する諸国に対して非難する判決を下していたが、フランス破産院はこのように判断した。同判決については、RTD civ. 1996, p. 873, obs. J. Hauser; JCP, 1997, éd. G. II, 22834, note Ph. Malaurie; R. Le Guidec, *Successions et libéralités*, JCP, 1997, éd. G. I, 4021. 参照。
- (58) A. Bénabent, *Droit civil. La famille*, 8^e éd., Litec, 1997, n° 402, p. 314. これは、この自然子に対する制限は将来的に廃止される可能性が高いと、J. Rubellin-Devichi (sous la dir.), *Dalloz Action. Droit de la famille*, éd., Dalloz, 1996, n° 9, p. 10. も同旨であるが、一九九〇年相続法改正案がその制限を削除したのに対して一九九五年新改正案 (一九四一号) は不平等性を維持している。F. Terré et D. Renouillet, *Droit civil. Les personnes. La famille. Les incapacités*, 6^e éd., Dalloz, 1996, n° 677, p. 560.
- (59) Malaurie, *op. cit.*, n° 105, p. 77; *RTD civ.* 1997, p. 484, obs. J. Patarin.
- (60) 七五六条〜七六六条に関しては、住宅の権利及び生活条件の維持の権利を認めている。Malaurie, *op. cit.*, n° 105, p. 78. 参照。